

ちばワーケーション実施企業助成事業交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内におけるワーケーション（自宅以外の休暇先でのリモートワーク、また、企業等の業務の一環として宿泊を伴う会議や、観光施設等を利用した研修、余暇活動（以下、「合宿型」という。）をする過ごし方をいう。）による受入促進を図るため、本県で、民間企業・団体等（以下「企業等」という。）が合宿型ワーケーションの実施を行う事業に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、本県で合宿型ワーケーションを実施する企業等とし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ただし、知事が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 法人格を持たない団体の場合は、1年以上の事業活動実績があることに加え、規約等を定めており、代表者が明確になっていること。
- (2) 宗教活動または政治活動、反社会的活動、公序良俗に反する活動を行っていないもの。
- (3) 本条に定める助成対象者の必要な細目は別に定める実施要領による。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者となる企業等の役員等（代表者、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体等の運営に関与している者又は当該団体等の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該企業等は、助成の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用

する行為

- イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- （３）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（助成対象事業）

第３条 助成金交付の対象となる事業（以下、「助成対象事業」という。）は、県内で実施する合宿型ワーケーションのうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （１）事業の実施期間中に合計で３０人泊以上で実施すること。
- （２）観光施設等へ立ち寄ること。
- （３）助成金の交付決定後に行う事業であること。

２ 助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成率、助成上限額、実施期間は別表１に掲げるとおりとする。

（助成金の算定方法）

第４条 この助成金の交付額は、別表１第１欄に定める対象経費の合計額に、同第２欄に定める助成率を乗じ算出した額と、同第３欄に定める助成上限額を比較して少ない方の額とする。

なお、算出した額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請の手続）

第５条 規則第３条の規定により、この助成金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに「ちばワーケーション実施企業助成事業交付申請書」（別記第１号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第６条 知事は、前条に定める交付申請のあった助成事業について適当と認めるときは、次条に定める条件を付して助成金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 この助成金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 助成事業の内容の変更又は助成事業に要する経費の変更(助成事業の趣旨に反しない事業計画の細部の変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を助成金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) その他知事が必要と認める条件

(承認の手続)

第8条 前条第1号又は第2号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、「ちばワーケーション実施企業助成事業変更(中止・廃止)承認申請書」(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により、この助成金の実績の報告をしようとするときは、知事が別に定める期日までに「ちばワーケーション実施企業助成事業実績報告書」(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 知事は、前条に定める実績報告のあった助成事業について適当と認めるときは、申請者に額の確定の通知を行うものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第15条の規定により、助成金の交付を受けようとするときは、「ちばワーケーション実施企業助成事業交付請求書」(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(助成金の返還等)

第12条 助成対象者は、助成金の交付があった以降において、助成事業に

更正すべき事由を生じ、かつ交付すべき額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分について県に返還するものとする。

(暴力団密接関係者)

第 13 条 規則第 17 条第 1 項第 3 号の知事が定める者は、助成対象者の役員等が第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当する者である企業等とする。

第 14 条 この要綱に定めるちばワーケーション実施企業助成事業の実施に関して必要な細目は別に定める実施要領による。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度予算に係る助成金から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行し、令和 7 年度予算に係る助成金から適用する。

別表 1

1 助成対象経費	2 助成率	3 助成上限額 (※千円未満切捨て)
・ 宿泊費 ・ 交通費 ・ 施設等利用料	対象経費の 2 分の 1	1 , 2 0 0 千円
助成対象期間		
・ 実施年度の 2 月末まで ・ 金曜日を除く平日、日曜日 ・ 大型連休、盆休み、年末年始は助成対象期間外とする。 (詳細な日付は、別に定める要領による。)		

※実施回数については、助成対象期間内であれば複数回の実施を認める。